

旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について

第62回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和3年6月29日(火)



本日の内容

- 旧一電の発電部門から小売部門への不当な内部補助を防止する観点からは、旧一般電気事業者が、電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うことにより、その結果として、旧一般電気事業者の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じることへの懸念があることから、昨年7月、旧一電各社に対して、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントを要請し、各社より、コミットメントを行う旨の回答を受領したところ。
- 中でも、発電・小売が一体の旧一電(8社)は、具体的な方策について、2021年 度目途の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答したところ。
- 今般、当該コミットメントに関する**実施状況について確認を実施した**ところ、その**結果に ついて、事務局より報告**させていただく。
- また、小売市場重点モニタリングについて、モニタリング対象事業者による小売供給(今回は2020年7月~12月供給開始の案件が対象)のモニタリング結果を、事務局より 報告させていただく。

(参考) 旧一電各社へのコミットメント等の要請

- これまでの制度設計専門会合での議論を踏まえ、以下のコミットメントを旧一電各社に要請(7/1)。
 - ▶ 第46回制度設計専門会合でも議論したとおり、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。
 - これと併せて、上記①及び②を確実に実施するための具体的な方策について、旧一 電各社から監視等委員会への報告を求めたところ。
 - 上記の要請については、各社に対し**7月末までに回答**を求めていたところであり、今回は各社からの回答内容について報告する。

(参考) 各社からの回答(概要)

(コミットメントについて)

● 全ての旧一電は、前頁の要請①②について、コミットメントを行うことを表明した。

(コミットメントを確実に実施するための具体的方策について)

- 発電・小売が一体の旧一電(8社)は、具体的な方策について、2021年度目途の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答した。また、「卸取引は小売部門から独立した組織で実施する」と回答した会社もあった。(なお、現状、発電・小売一体の旧一電のいずれも、卸供給の窓口は小売以外の部門(企画部門、需給部門等)に置いている状況)
- 発電・小売が分社化されている旧一電グループ(2グループ)は、要請についてはコミットメントを表明した上で「コミットメントを確実に実施するための具体的方策はすでに存在する」、「事業会社間の電力取引は電力受給契約に基づいており、発電・小売間の取引価格が存在する」と回答した。

【目次】

- I. 不当な内部補助防止策のコミットメントに関する取組の現況
- Ⅱ. 小売市場重点モニタリングについて
- 皿. まとめ

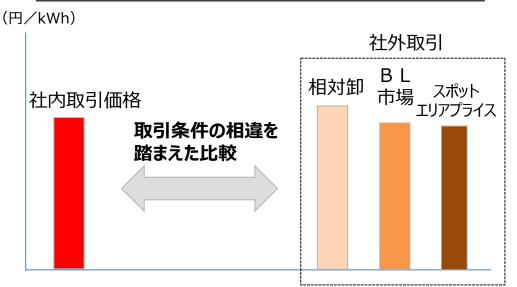
各社への確認事項

- 旧一電の発電・小売間の不当な内部補助防止策にかかるコミットメントについて、各 社の取組状況を確認。
- 主な確認事項は以下の通り。
 - 1)卸売関連
 - 内外無差別な卸売の体制
 - 社外相対卸取引の件数
 - 先渡・先物市場の活用状況
 - 社内外・グループ内外の卸売の取引条件の比較
 - 2) 小売関連
 - 社内取引価格と小売平均価格の比較等

(参考) 論点1:卸売価格の社内外の無差別性の監視

- 新電力が、旧一般電気事業者の発電部門の電源にアクセスする手段としては、次頁に掲載のとおり、卸電力取引所のスポット市場やベースロード市場、相対卸取引などの手段が存在する。
- このため、旧一般電気事業者の卸売価格の社内外の無差別性の検証にあたっては、これら社外向け取引と、社内取引についての比較を行うことにより、経済的合理性の乏しい乖離がないかを確認していくことが考えられるのではないか。
- なお、発電・小売一体会社である旧一般電気事業者においては、発電・小売部門間での法的な取引が存在しないことから、社内取引価格の算定方法を予め設定すること等により、実効性・信頼性を確保することが考えられるのではないか。

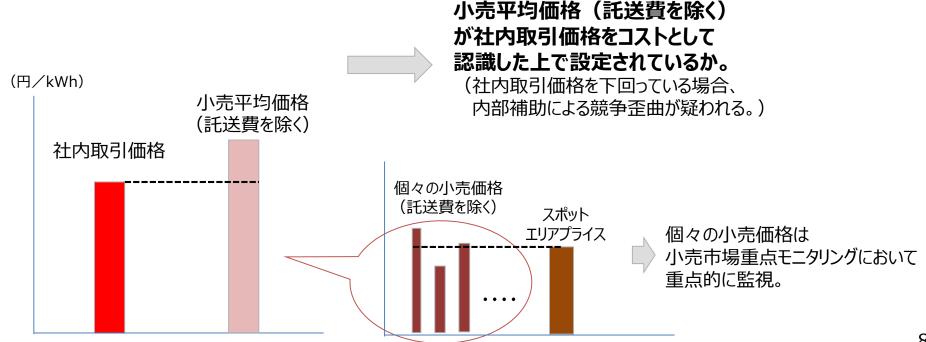
卸売価格の社内外の無差別性の監視(イメージ)



(参考)論点2.小売価格の監視

- 小売価格については、その**平均価格が、卸電力の社内取引価格をコストとして認識し** た上で設定されていることの確認が必要と考えられるのではないか。
- また、個々の小売価格のうち、エリアプライスを下回ったものについては、**小売市場重点モ ニタリング(次頁)による重点的な監視**を行っていくこととしてはどうか。(小売市場重 点モニタリングについては、次回以降の制度設計専門会合で状況を報告予定。)

小売価格の監視(イメージ)



(参考)論点3:非FIT非化石証書の取引を踏まえた内部補助の監視

- **非FIT非化石証書の取引開始後**においては、**その影響を考慮した監視を行う必要**がある。この点、グランドファザリングの設定により、旧一般電気事業者(小売部門)及び新電力が高度化法の中間目標達成のために市場等から調達する非化石証書量は基本的に同量であることなど、高度化法の制度趣旨を踏まえれば、
 - ①卸取引の監視については、論点1のとおり、電気の社内取引と社外取引の比較を行うことで足りるのではないか。
 - ②小売価格の監視については、論点2の電気の社内取引価格に加え、非化石証書の購入 分※1をコストとして認識された上で小売平均価格が設定されていることを確認することが考えられるのではないか※2。
 - ※1 2020年度分については、約9%分。
 - ※2 こうした考え方の適否や非化石価値分の算定方法等の詳細な考え方については、**高度化法の中間目標や非化石価値** 取引市場の制度趣旨及び非化石証書購入費用の小売料金上の適切な反映に係る検討状況を踏まえ、<u>資源エネル</u> ギー庁でも検討いただくこととしてはどうか。

②小売価格の監視(イメージ) (円/kWh) 小売平均価格 (託送費を除く) 非化石価値 (証書9%分) 社内取引価格 (電気分)

旧一般電気事業者の小売価格が、小売部門の 非化石証書(2020年度は約9%分)の購入も コストとして認識した上で設定されているか

※エリアプライス以下の個々の小売価格は小売市場重点モニタリングにおいて重点的に監視。

1)卸売関連

内外無差別な卸売の体制(1/4)

- 各社へのヒアリングの結果、相対卸取引を担当する窓口は、いずれの社も小売部門から独立した部門に設置されていることを確認。
- 各社からは、いずれも、**内外無差別な卸売を担保する仕組み**として、**卸売の状況を定 期的に確認するスキームを設定**しているとの説明があった。

事業者	相対卸取引 部門	社内取引価格 の決定方法	内外無差別な卸取引のための 体制・管理方法
北海道	需給運用部	 社外相対卸交渉において参照する市況を踏まえ、需給運用部門及び小売部門間で協議の上決定。 社外相対卸価格の水準や、変動数量及び通告変更に係るオプション料を踏まえて設定。 	 卸売は、小売部門から独立した「需給運用部門」が実施。 当該部門が社内外・グループ内外取引、取引所取引を一 元的に担う。 需給運用部は、相手先との取引条件の交渉にあたり社内 (グループ内含む)の取引条件との内外無差別性を確認 する。 当該業務プロセスについて、社内で策定する取引方針に明 記するとともに、確認の結果については、定期的に経営層・ 監査役へ報告。
東北	<u>事業戦略部</u>	 社外との相対卸交渉の状況も踏まえながら、並行して事業戦略部が小売部門と協議の上決定。 グループ内外の相対卸売価格や負荷率、通告変更価値を踏まえて設定。 	 小売部門が関与しない意思決定プロセスを確保するため、 卸売に関する権限を事業戦略部長に集約。 基本方針に「適正取引ガイドライン」「電力卸供給の在り方 について」を遵守することを明記。 事業戦略部が内外無差別な卸売となるように各卸価格 の設定に対して統一的に関与・確認。 半期ごとに事業戦略部にてコミットメントの順守状況を監 査等委員の取締役も出席する経営会議に報告するととも に、経営層の議論を翌年度の対応方針等に反映する。

内外無差別な卸売の体制(2/4)

事業者	相対卸取引 部門	グループ内取引価格 の決定方法	内外無差別な卸取引のための 体制・管理方法
東電グループ (東京電力エナジーパー トナー(以下東電 EP))	運用部電力取引グ ループ・販売本部新 電力営業グループ	・ グループ内小売事業者との交渉によりPPAを 締結。	 2016年4月に発電・小売を分社して会社間の電力需給契約を締結し、取引価格を設定。 グループ内外で統一的な卸価格設定の方法をとることで担保。
中部グループ (中部電カミライズ (以下中部ミライ ズ))	調達・需給本部	・ グループ内小売事業者との交渉によりPPAを 締結。	 2020年4月に発電・小売を分社して会社間の電力需給契約を締結し、取引価格を設定。 意思決定は、原則、調達・需給本部長の決裁により決定される。一定規模以上の金額についてはミライズ社長決裁またはミライズ取締役会決議となる。 四半期毎に中部電力の会長・社長以下の役員と中部電力ミライズ等の事業会社の社長が出席し、収支の進捗や見通し、各事業会社の各種目標の進捗について報告を行う。
JERA	<u>最適化本部</u>	 グループ内小売事業者との交渉によりPPAを 締結。電源の費用(固定費・可変費)の水 準を踏まえて契約。 	 電力・ガスの取引に係るマニュアルにおいてコミットメントの遵守に関する規定を行い、教育の実施、ルールの順守等をマニュアルに組み込んでいる。 経営執行会議にてコミットメントに関する報告を実施。具体的方策の必要要件についても明確化。

内外無差別な卸売の体制(3/4)

事業者	相対卸取引 部門	社内取引価格 の決定方法	内外無差別な卸取引のための 体制・管理方法
北陸	電力取引部	経営企画部門が立案し、社長が決定。二部料金制を採用し、総合単価の水準が相対卸市況や 通告変更・負荷追従等を考慮して社内外が整合的となる 水準としている。	 社内取引価格の基本方針に「卸取引の価格の状況は、 企画部門と卸販売部門が連携し定期的に確認の上、社 長へ報告する」ことを定め、社内取引価格の基本方針や社 内取引価格の決定は、常務会で審議のうえ社長が決定。
関西		・ 企画部門が立案し執行役会議で決定。・ スポット市場の市況の水準に加えて、持続的に電源を維持していくことが可能となるコスト水準を組み合わせて設定。	 社内取引価格を執行役会議で決定するとともに、この際に、実績確認を行うことを併せて説明。 上記に基づき、社内取引については、定期的(四半期毎を想定)に企画部門にて、実績を確認。
中国	<u>需給・トレーディン</u> <u>グ部門</u>	 需給・トレーディング部門が策定し、発電・小売部門と協議の上、経営会議に諮り、社長が決定。 二部料金制を採用し、容量市場価格約定水準や、スポット市場想定値、リスクプレミアム、その他通告期限変更オプション料等を踏まえて設定。 	 個々の卸価格の提案・契約締結がそれぞれの断面で社内取引価格を不当に上回っていないか個々に確認。加えて、四半期毎に相対卸平均価格の年度見込み値が社内取引価格相当の年度見込値を不当に上回っていないか確認。 卸取引の内外無差別の確保状況について、監査等委員の取締役も出席する経営会議等において報告。 内部監査の実施の要否について、内部監査部門において今後検討することとしている。

内外無差別な卸売の体制(4/4)

事業者	相対卸取引 部門	社内取引価格 の決定方法	内外無差別な卸取引のための 体制・管理方法
四国	<u>需給運用部</u>	 社内取引価格は、経営企画部門が立案・決定。 自社需要への供給ロードカーブを踏まえた市況価格の見通 しに通告変更オプション料等を反映して設定。 	 半期に一度、卸売の内外無差別性を確認し、確認結果 を経営層(常務会と監査等委員会)に報告する。
九州	企画・需給本部	・ 社内取引価格は、取締役会で決定した事業計画に基づき 企画部門で算定。・ 基本料金と従量料金の二部料金を採用し、事業計画上 の必要な発電費用を回収できる水準で設定。	 発電・小売を統括しているエネルギーサービス事業統括本 部長が、①発電(卸売)は、社内取引価格に基づき内 外無差別な卸売を行っていること、②小売は、社内外卸取 引による電力購入費と非化石証書購入費を小売仕入原 価(コスト)と認識した上で、小売料金の平均値が小売 仕入原価を上回っているかを確認。 上記の内外無差別の確認は、四半期毎に実施する。
沖縄	企画本部 需給 運用·卸取引担 当	・ 企画部が立案・決定。・ 社内外問わず、卸売条件・価格は統一的な設定方法のもとで、必要な発電費用を回収できる水準で設定。	・ <u>社内外・グループ内外で統一的な卸価格設定の方法をとることで担保。</u>

社外相対卸取引の契約(5月末時点)

- 各社において、年度契約・期中契約を含めて一定の社外相対卸の交渉を実施。
- 多くの事業者では、社外相対卸取引は確定数量契約が変動数量契約に比べて相対的に多い。
- 年度期中の相対取引について、各社からは「条件面や現下の価格指標等に照らして経済合理性があると考えられる場合には、期中での相対取引にも応じたい」との回答が見られた。

市兴丰	六注 <i>作</i> 类2.2.2	rt 4h //t */b		
事業者	交渉件数 ※2	成約件数	確定数量契約	変動数量契約
北海道	31	25	24	1
	(9)	(9)	(9)	(0)
東北	57	28	8	20
	(15)	(0)	(-)	(-)
東電グループ	41	12	4	8
(_{東電EP)}	(19)	(3)	(3)	(0)
中部グループ [°]	52	30	29	1
(中部ミライズ)	(10)	(0)	(-)	(-)
JERA	71	20	12	8
	(23)	(5)	(5)	(0)
北陸	40	16	13	3
	(20)	(0)	(-)	(-)
関西	106	77	68	9
	(57)	(38)	(38)	(0)
中国	77	48	35	13
	(19)	(0)※3	(-)	(-)
四国	37	24	21	3
	(9)	(1)	(1)	(0)
九州	98	16	9	7
	(45)	(0)	(-)	(-)
沖縄※4	33	33	0	33

^{※1} 表枠内下段括弧内は、当年度開始後(年度期中)に交渉を行ったものの内訳を指す。

^{※2} 交渉件数には、交渉が進行中のもの・交渉を行った結果不成立となったものを含む。

^{※3} 中国電力では6月以降新たに13件の成約があった(6月16日時点)旨、同社から報告を受けている。

^{※4} 常時バックアップを含む。なお、沖縄電力は、新電力からの卸供給の申込は随時受け付けており、また申込には基本的に応じることとしている。なお、契約期間は1年単位のみ。

先渡・先物市場の活用状況

- 本年1月~5月末までにおいて、先渡市場で売入札の実績のある事業者は、東北電力、東電EP、中部ミライズ、JERA、関西電力、九州電力であった。このうち、今年度の夏期・冬期を含めて今年度末まで売入札を実施していたのは、中部ミライズ、関西電力、九州電力の3社のみであった。利用していないと回答した事業者からは、売札と買札の価格が乖離していることや、柔軟に条件を設定できるブローカー経由の取引や相対取引を優先するといった理由が挙がった。
- 先物市場で売入札を実施している事業者は東北電力のグループ会社のみであった。利用していないと回答した事業者からは、ヘッジ会計の適用が会計監査人から認められないこと、専門的な知見を有する人材確保 も含めた体制整備などがネックになっているとの意見があった。

事業者	先渡市場(実績は5月末時点のもの)	
北海道	・ 先渡市場への売入札は実施していない。	・ 先物市場への売入札は実施していない。
東北	・ 先渡市場への売入札は実施している。・ 数週間先の商品まで売入札を実施。約定実績はなし。	• 先物市場への売入札を、グループ会社にて実施している。
東電グループ (東電EP)	・ 先渡市場への売入札は実施している。・ 数週間先の商品まで売入札を実施。約定実績は有り。	• 先物市場への売入札は実施していない。
中部グループ (中部ミライズ)	・ 先渡市場への売入札は実施している。・ 今年度末までの商品まで売入札を実施。約定実績はなし。	• 先物市場への売入札は実施していない。
JERA	・ 先渡市場への売入札は実施している。・ 数週間先の商品まで売入札を実施。約定実績は有り。	• 先物市場への売入札は実施していない。
北陸	・ 先渡市場への売入札は実施していない。	・ 先物市場への売入札は実施していない。
関西	・ 先渡市場への売入札は実施している。・ 今年度末までの商品まで売入札を実施。約定実績は有り。	• 先物市場への売入札は実施していない。
中国	• 先渡市場への売入札は実施していない。	・ 先物市場への売入札は実施していない。
四国	• 先渡市場への売入札は実施していない。	• 先物市場への売入札は実施していない。
九州	先渡市場への売入札は実施している。今年度末までの商品まで売入札を実施。約定実績は有り。	• 先物市場への売入札は実施していない。

卸売の内外無差別性の確認結果(1/2)

- 各社からの報告によれば、社内・グループ内取引価格と社外相対卸価格の平均単価の関係は下記の通りであった。
- なお、変動数量契約における通告変更権の設定において、社内・グループ内取引では通告期限 がGCまで、変更量の上限が供給余力の範囲内、となっている契約が多く見られた。

			(参考)変動数量契	約における通告変更権の設定
事業者	社内外取引価格の関係 (※1)	区分	計画の通告期限 (※2)	通告変更量のアローアンス
北海道	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	取り決めの範囲内(小売需要の範囲内)
	7エアシタスつ 1 1曲1日 / 7エフアイログシェドーナン11曲1日	社外	前日まで	契約の範囲内
東北	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	供給余力の範囲内(小売需要の範囲内)
	7エアシタスつ 1 1曲1日 / 7エフアイログシェドーナン11曲1日	社外	2営業日前まで	契約の範囲内
東電グループ	グループ内取引価格<社外相対卸平均価格	グループ内	前日まで	契約の範囲内(小売需要の範囲内)
(東電EP)	ノル・ファッル・コーロー・ユンド・ロアップ・ロー・ラー回って	社外	前日まで	契約の範囲内(小売需要の範囲内)
中部グループ	グループ内取引価格>社外相対卸平均価格	グループ内	(変動数量契約なし)	-
(中部ミライズ)	グルークド3月なの川岬1日/1エグド1日と3世十2の1曲1日	社外	前月まで	契約の範囲内
JERA	東電EP向け取引価格>社外相対卸平均価格	対EP	GC直前まで	契約の範囲内(小売需要の範囲内)
	中部ミライズ向け取引価格<社外相対卸平均価格	対ミライズ	GC直前まで	契約の範囲内(小売需要の範囲内)
	-	社外	2日前まで	契約の範囲内
北陸	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	供給余力の範囲内(小売需要の範囲内)
	7エアッキスつ 四1日~7エンい1日かりはトナッツ回1日	社外	GC直前まで	契約の範囲内
関西	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	供給余力の範囲内(小売需要の範囲内)
	7エアッカスン 四1日~7エンに7日と3年と十つ2月日	社外	2日前まで	契約の範囲内
中国	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	取り決めの範囲内(小売需要の範囲内)
	7エアシタスつ 1 1曲1日 / 7エフアイログシェドーナン11曲1日	社外	2営業日前まで	契約の範囲内
四国	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	取り決めの範囲内(小売需要の範囲内)
	1工ドッキス・リードリー・ イエンド・イロン・カー・ブール・イン・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー	社外	2日前まで	契約の範囲内
九州	社内取引価格>社外相対卸平均価格	社内	GC直前まで	供給余力の範囲内(小売需要の範囲内)
	「上に シイン・リード・コート 「エン・コート・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード	社外	2日前まで	契約の範囲内
沖縄	社内取引価格>社外相対卸平均価格(※3)	社内	当日まで	取り決めの範囲内(小売需要の範囲内)
	コエト シベン コードリーグ・オート・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード	社外	当日まで	契約の範囲内(小売需要の範囲内)

^{※1} 社内・グループ内取引価格と、社外相対卸取引価格を単純平均した価格で比較。

^{※2} 計画の通告期限は、複数の契約のうち最も実需給に近いものを抜粋

^{※3} 沖縄電力の社外相対卸は、利用実績が出るまで単価計算ができないため、2020年度実績との比較を実施している。

卸売の内外無差別性の確認結果(2/2)

- 卸売平均単価については、東電EP、JERA(西エリア)の2社を除き、社外・グループ外取引価格の平均水準が、社内・グループ内の取引水準と比べ低くなっていた。
- 社内・グループ内の平均単価の方が低くなっていた2社のうち、東電EPについては、グループ内外で 統一的な卸価格設定の方法(kW価値+kWh価値)を取っており、グループ内の受電電力量 が相対的に多いことといった利用率の差異により、結果として平均単価が低くなっているとの説明で あった。
- また、JERA (西エリア) については、グループ内小売との取引と比して、グループ外への卸売については夏・冬の需要期の供給量が春・秋と比べて多い取引となっており、利用率を加味した比較では、グループ内取引価格がグループ外取引価格を上回る水準であるとの説明があった(※1、
 - 2) (なお、JERAの契約内容については次頁も参照)。
 - ※1 なお、東電グループ、中部グループの小売事業会社の調達価格という観点ではグループ内からの電力調達の総合単価は、 グループ外への卸単価を上回る水準となっていた。
 - ※2 その他の大半の旧一電からも、需要期の供給量の水準や利用率を加味すれば、社内取引単価が社外平均単価を上回る程度がより大きくなるとの説明があった。
- 他方で、<u>卸売の条件面</u>では、特に<u>変動数量契約の通告変更権の設定</u>において、社内・グループ内向け取引には、供給余力の範囲内で変動可能とするもの、計画の通告期限がGC直前までとなっているものがあるなど、社外・グループ外向け取引の条件との差異が存在する例があった(※3)。
 - ※3 ただし、基本的に、旧一電の社内・グループ内取引については、小売部門は、足下のスポット市場価格等にかかわらず、自 社需要見込みの変動分についてのみ通告変更できることとなっているため、小売側が市況等に応じて数量を変更することがで きる一般的な変動数量契約とは異なる。また、次頁のJERAと東電EP・中部ミライズの契約にあるとおり、小売部門が従量料 金に加えて固定費全額を負担していることが、通告変更条件の前提となっているケースも見られた。

(参考) JERAと東電EP・中部ミライズの卸契約について

- なお、JERAによる東電EP及び中部ミライズとの電力受給契約の内容を確認したところ、 以下の状況となっていた。
 - 東電EP、中部ミライズとのPPAについては、東電EP及び中部ミライズが、対象となる電源の「固定費の全額+従量料金」を負担しており、東電EP、中部ミライズの通告変更の上限についてはこれらのPPA対象電源のkWの範囲内で行われることとなっている。
- 上記の契約の対象となる電源は、両小売事業者シェア減少を反映し、年々低下傾向。
 - JERAは、この需要減少分について、新規の相対供給等を模索したものの、これらの電源の稼働による利益を見込むことはできておらず、結果として両エリアにおいて登録する供給力が減少。

2) 小売関連

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果(1/2)

- 各社へのヒアリングによれば、各社いずれも、小売平均価格(託送除き。想定価格)は、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書の外部調達費用を下回る水準とはなっていなかった。
- 小売販売の平均価格が社内取引価格等を下回らないことの担保については、四半期毎など一 定の期間ごとに確認する仕組みとするとの回答が多かった。

事業者	適切な費用認識に基づく小売販売の担保	非化石証書の外部調達分の 考慮の方法	小売平均単価と費用単価の関係 (2021年度見通し値)
北海道	 まず、年度開始前に、次年度の予算計画の策定時に、過去の実績や次年度の競争環境等を踏まえつつ、社内取引等を含む各種費用を賄える販売計画および費用予算を設定している。 その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、小売収入については、小売部門が実績を取りまとめ、定期的(四半期ごとを予定)に担当執行役員へ報告するとともに、必要に応じて販売方針の見直しや次期販売計画への反映を行い、小売平均単価の維持・確保に努めていく。また、費用について、予算所管部門にて予実管理を行っていく。 	・ 第1フェーズの中間目標を前提 ・ に、市場価格想定に基づき算定。	小売平均単価>(電力調達単価 + 非化石証書外部調達単価)
東北	• 社内取引価格+非化石証書購入コストと小売平均価格の大小関係に • ついて半期ごとに確認し、確認結果は監査等委員の取締役も出席する経営会議に報告する。	・ 第1フェーズの中間目標を前提 ・ に、前年度の非化石証書購入 額に基づき算定。	小売平均単価>(電力調達単価 +非化石証書外部調達単価)
東電EP	 まず、年度開始前に、小売販売想定や電源調達、諸経費の想定を元に事業計画を策定している。 その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、毎月、売上高の変動や調達価格変動、諸経費の状況把握により、収支を確認(企画・経理部門)するとともに、小売価格が社内取引も含む電力調達単価と非化石証書の外部調達単価の合計を下回らないように管理を行っている。 	・ 第1フェーズの中間目標を前提 ・ に、市場価格想定に基づき算定。	小売平均単価>(電力調達単価 +非化石証書外部調達単価)
中部ミライズ	 まず、年度開始前に、小売販売収益の見通しを、グループ内取引も含む 電力調達費用 + 非化石証書の外部調達費用の見通しが、下回ることを確認する。 その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、月次で状況を確認する。確認は、社長を筆頭に各部署の長が出席する会議で行われる。 	・ 第1フェーズの中間目標を前提 ・ に、市場価格想定に基づき算定。	

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果(2/2)

事業者	適切な費用認識に基づく小売販売の担保	非化石証書の外部調達分の 小売平均単価と費用単価の関係 考慮の方法 (2021年度見通し値)
北陸	・ 企画部門と小売販売部門が連携し、社内取引価格および非化石証書の購入コストと小売平均価格との関係を年度開始前、年度期中も定期的に確認し、確認結果は社長へ報告する。・ また、小売販売収益の見通しが、社内取引も含む電力調達費用+非化石証書の外部調達費用の見通しを上回っていることを確認している。	 第1フェーズの中間目標を前提 小売平均単価>(電力調達単価 に、直近の市場価格をもとに算 井非化石証書外部調達単価) 定。
関西	 年度開始前に、社内取引価格の前提をもとに、小売販売収益の見通しが、電力調達価格+非化石証書の外部調達費用の見通しを下回らないことを確認。 また、企画部門が、電力調達単価+非化石証書取引単価と小売平均価格の実績の比較を四半期毎に行い、状況を確認することで、不当な内部補助防止に向け取り組んでいる。 	 第1フェーズの中間目標を前提 小売平均単価>(電力調達単価に、市場価格想定に基づき算定。 + 非化石証書外部調達単価)
中国	 まず、年度開始前に、社内取引も含む電力調達費用や非化石証書の外・部調達費用等の小売に係るコストを確認したうえで、当該コストを上回る次年度の販売計画を策定している。 その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、小売部門は、社内取引価格、他社電源購入費、非化石コスト、販売コストを小売総コストと認識して小売価格を設定し、四半期毎に状況を確認する。 	 第1フェーズの中間目標を前提 小売平均単価>(電力調達単価) に、市場価格想定に基づき算定。 +非化石証書外部調達単価)
四国	まず、次年度の計画策定の段階で、発電・小売販売事業別の収支を算 を 定し、経営レベルの承認を得ることとしている。その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、半期に一度、発電・小売販売事業別の収支状況を経営レベルで確認することとしている。	• 第1フェーズの中間目標を前提 • 小売平均単価>(電力調達単価 に、市場価格想定に基づき算定。 + 非化石証書外部調達単価)
九州	 まず、次年度の小売販売計画の策定に当たっては、小売仕入原価(社 内取引も含む電力調達費用+非化石証書の外部調達費用)と小売販売収益の価格バランスを確認している。 その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、発電・小売を統括しているエネルギーサービス事業統括本部長が、小売料金平均値が小売仕入原価を上回っているかを四半期毎に確認する。 	 第1フェーズの中間目標を前提 小売平均単価>(電力調達単価) に、市場価格想定に基づき算定。 +非化石証書外部調達単価)
沖縄	コスト割れでの小売販売とならないよう、企画部門が、社内取引等を踏まえた小売の調達コストが小売平均価格を下回っていることを年度単位で確認する。	非化石電源の稼働計画を前提小売平均単価>(電力調達単価に、市場価格想定に基づき算定。 + 非化石証書外部調達単価)(なお、沖縄は中間評価の対象外)

【目次】

- I. 不当な内部補助防止策のコミットメントに関する取組の現況
- Ⅱ. 小売市場重点モニタリングについて
- 皿. まとめ

今回の報告内容

- 「小売市場重点モニタリング」では、モニタリング対象事業者による小売供給のうちモニタリング基準価格を下回るものについて、ヒアリング等による重点的な調査を実施している。(前回(第2回)は、昨年10月に結果を報告(2020年1~6月分を対象))
- 今回(第3回)は、2020年7月~12月(供給開始月ベース)の契約についてのモニタリング結果を報告する。

小売市場重点モニタリングについて

- 小売市場の競争状況を把握する観点から、小売市場重点モニタリングの取組を実施。
- むお、旧一電及びその関係会社については、供給エリアを問わず対象としている。

取組概要

小売市場における公正な競争を確保するため、競争者からの情報提供等を踏まえ、モニタリング対象事業者の小売契約のうち一定の価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施し、小売契約内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する。

対象事業者 の基準

- ・旧一般電気事業者及びその関係会社(出資比率20%以上)
- •特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分において、各供給区域内のシェア(契約口数ベース又は販売電力量ベース)が5%以上に該当する小売電気事業者

対象となる 価格水準等

- •モニタリング対象事業者の締結する小売契約のうち、**小売価格が卸市場価格※を下回るもの**。
- モニタリングの対象は、申告時点において有効な(契約期間中の)小売供給契約。

※卸市場価格は、当該小売契約開始月の前月から直近12か月間のスポット市場プライス平均値(なお沖縄エリアでは常時BU価格(供給実績ベース)でも確認)。

ヒアリング

- ・公共入札結果及び競争者から情報提供された案件について、対象事業者に対してヒアリングを実施する。
- ・ヒアリングでは、卸市場価格以下に小売価格を設定することの経済合理性等を中心に確認する。

結果の 分析・公表

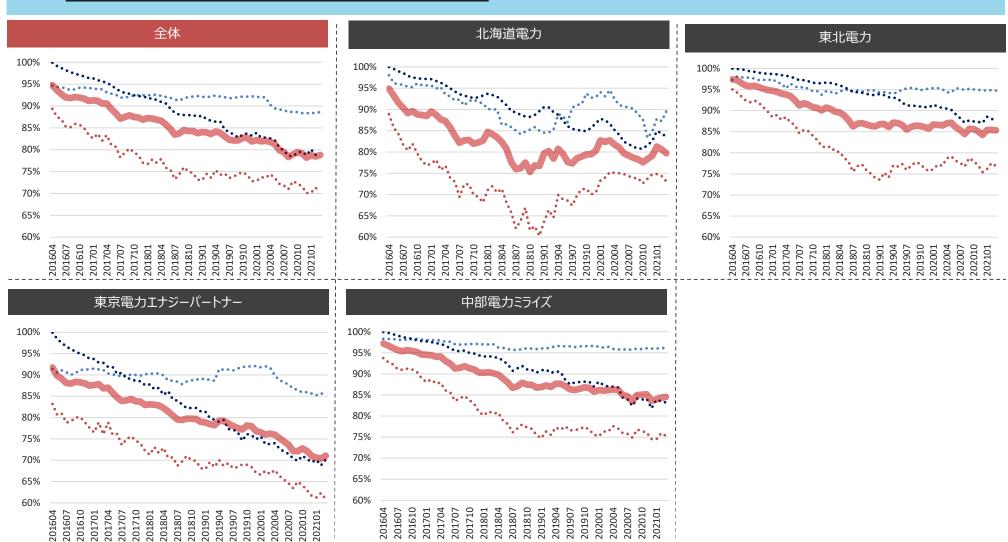
- ・モニタリングにより得られた情報に基づき、小売市場の競争状況等を整理。
- ・加えて、**半期に1回程度の頻度**で、エリアごとの申告件数・ヒアリング結果等の情報を**公表**。

1) 小売市場における競争状況

旧一般電気事業者の域内シェアの推移(1/2)

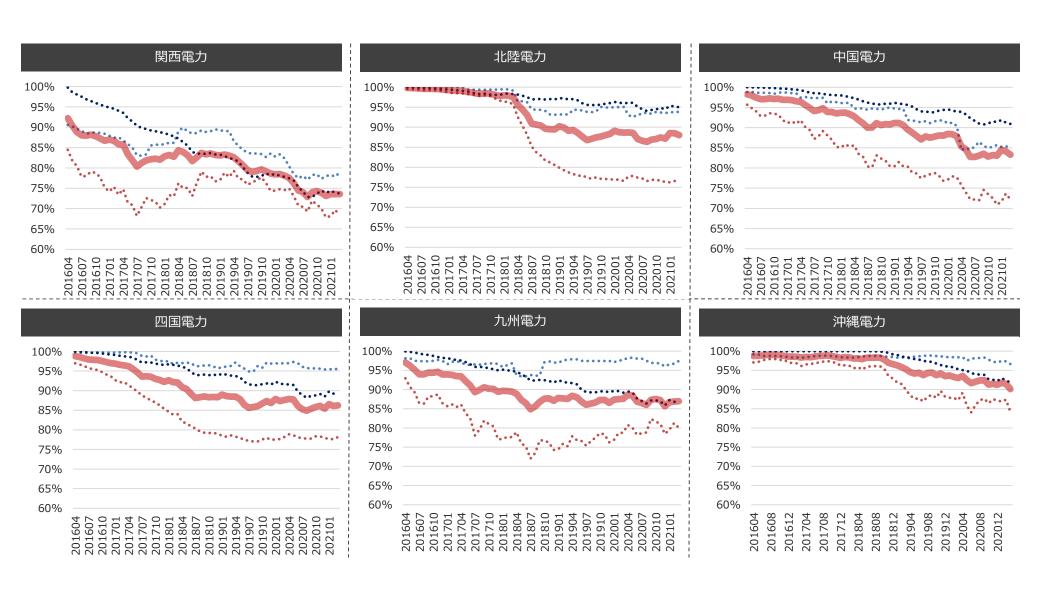


● 旧一般電気事業者の域内シェア(販売電力量ベース)は、全体として減少しており、エリアごとのシェアも多くのエリアでは減少傾向が継続している。



出所:電力取引報 ※1 期間:2016年4月~2021年3月 ※2 旧一電の子会社・関連会社等のシェアは含んでいない。

旧一般電気事業者の域内シェアの推移(2/2)

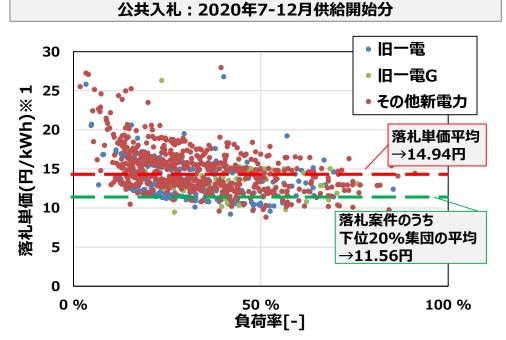


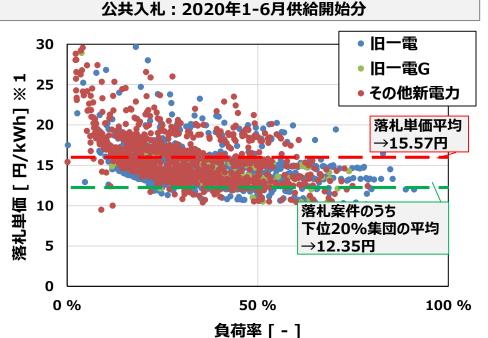
全国の公共入札における落札価格の概況

- モニタリング期間の平均落札単価※1は前回に比べ値下がり(15.57→14.94円)した。
- 落札単価下位20%の平均単価は、12.35→11.56円に低下した。

■落札平均価格の概況

項目	単位	2018 ^{**2}	2019 ^{*2}	2020 (1~6月) ^{※2}	2020 (7~12月) ^{※2}	(参考) 2020 年間 ^{※2}	前回との差分
平均落札単価	¥/kWh	15.81	16.61	15.57	14.94	15.44	-0.63
落札単価下位 20% 落札単価平均	¥/kWh	11.51	12.59	12.35	11.56	11.91	-0.79





※1 落札単価 * 1 = 落札額[円]/使用端電力量[kWh] * 1:消費税除く ※2 各案件の供給開始月に応じて分類。それぞれ暦年。 【出典】電気新聞による公共入札データに基づき事務局にて作成。

(参考) エリアプライス・システムプライスの推移

- モニタリング期間におけるエリアプライス/システムプライスは、継続して低下傾向。
- 他方、2021年のエリアプライス/システムプライスは今冬のスポット価格高騰により上昇。

■エリアプライス平均値(年間平均)の推移

歴年	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	システム プライス
2018	14.63	11.06	11.09	10.15	10.19	10.19	10.19	10.18	9.61	10.52
2019	12.29	9.74	9.78	7.41	7.39	7.39	7.39	7.36	7.17	8.43
2020*1	7.85	6.96	7.07	6.40	6.44	6.45	6.44	6.44	6.06	6.43
(参考) 2021 (1月-5月)※2	19.44	19.24	19.41	17.41	17.63	17.63	17.63	17.65	17.06	18.33
19→20 変動	-4.43	-2.78	-2.71	-1.00	-0.94	-0.94	-0.95	-0.92	-1.10	-1.99

^{※1} 今回の小売重点モニタリング対象期間は、2020年7月~12月の6か月間

^{※ 2 2021}年は21年1月~21年5月の5か月平均値

全国の公共入札におけるシェアの概況

- 旧一般電気事業者の落札比率(件数ベース)は、前回と比して低下(46%→32%)。
- ・ 落札単価下位20%案件に占める旧一電の比率は前回と比して増加 (50%→55%)したが、前年(2019年)の割合(67%)と比べれば減少している。

■落札シェアの概況

項目		単位	2018 ^{* 2}	2019 ^{* 2}	2020 (1~6月) ^{※2}	2020 (7~12月) ^{※2}	(参考) 2020 年間 ※2	前回との 差分
全公共入札に	旧一電	%	49%	54%	46%	32%	44%	-14%
占める割合(件数)	旧一電G※1	%	3%	9%	6%	6%	6%	-%
	その他新電力	%	48%	37%	48%	62%	49%	+14%
落札単価下位 20%に占める 割合(件数)	旧一電	%	78%	67%	50%	55%	53%	+5%
	旧一電G	%	5%	15%	9%	6%	8%	-3%
	その他新電力	%	16%	18%	41%	38%	38%	-3%

2)確認結果

調査概要

● 期間中の案件(公共入札1,005件、競争者からの申告1件)のうち、小売単価(託送除き)が供給開始月の直前12か月のエリアプライス平均以下であることが確認されたものはなかった。

①公共入札の落札案件

- 2020年7月~12月に小売供給開始となる公共入札案件^{※1}は**1,005件**。(前回 (2020年1月~6月では2,131件)
- 上記のうちモニタリング対象事業者の落札案件であって、小売単価(託送料金除き)
 2が供給開始月の直前12か月のエリアプライス平均以下であることが確認されたものはなかった。(前回は11件)

②競争者からの申告案件

- 2020年7月~12月に供給開始となる案件のうち、当局に寄せられた申告件数は1件。 (前回は2件)
- 小売単価(託送除き)
 ※3が供給開始月の直前12か月のエリアプライス平均以下であることが確認されたものはなかった。(前回は0件)
- ※なお、沖縄エリアでは、システムプライスに加えて同エリアでの常時BU価格(供給実績ベース)を基準価格として公共入札案件等を スクリーニングしているが、ヒアリング対象となる案件はなかった。
- ※1 電気新聞による公共入札データに基づき、2020年7月~12月の間に小売供給契約が開始された/される公共入札の落札案件(2021年5月末時点で確認)について、事務局にて抽出。
- ※ 2 ※ 1 の案件について、以下のとおり、当局により簡易的に落札単価を試算後(高圧以上。複数の電圧を跨ぐ案件は抽出対象から除く)、事業者が供給実態に基づき落札単価を算出。
 - ・当局による試算 : 小売単価 * 1 = (落札額[円] $^+$ 1 法料金総額[円] * 2) /使用端電力量[kWh]
 - ・事業者による算出:小売単価*1 = (落札額[円]-託送料金総額[円]*2')/送電端電力量[kWh])±(あれば)燃料費調整費(送電端換算)[円/kWh]
 - *1:消費税除く、*2:、託送約款上の標準メニューでの託送料金、*2':供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金(力率割引・割増等を考慮。※3も同様)
- ※3 小売単価(託送除き) $*^1$ = (契約金額総額[円]-託送料金総額[円] $*^2$)/送電端電力量[kWh] $*^3$ ±(あれば)燃料費調整費(送電端換算)[円/kWh]
 - *1:消費税除く、*2:供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金*3:過去実績又は予定量

【目次】

- I. 不当な内部補助防止策のコミットメントに関する取組の現況
- Ⅱ. 小売市場重点モニタリングについて
- 皿. まとめ

確認結果の総括(1/3)

①旧一電各社の相対卸・先渡・先物市場の活用

- 旧一電の内外無差別に卸売を行うことのコミットメント実施状況を確認したところ、各社からは、小売部門から独立した部門が相対卸取引を行い、年度期中においても相対卸取引を受付けているなど、体制を整備・運用しているとの説明があった。
- 他方で、**先渡市場の利用状況**については、売入札を実施している会社とそうでない会社が存在し、**対応が分かれていた**。また、**先物市場の利用状況**を確認したところ、一部のグループ会社を除き、売入札を実施していなかった。
- 今年度の夏期・冬期おいては厳しい需給見通しも示されているところ、旧一電においては、相対卸(期中相対を含む)、先渡・先物市場の活用に積極的に取り組むべきと考えられる。特に、5月までの時点で、今年度の夏期・冬期まで含めて先渡市場での売入札を実施している事業者は、中部ミライズ、関西電力、九州電力の3社のみであり、その他の事業者についても、早急に対応を実施すべきと考えられる(※)。
 - ※ 発電事業者が適切な量の燃料を調達する観点でも、相対卸や先渡市場等を活用して数ヶ月先の卸売 量の確度を高めることは重要と考えられる。したがって、大手発電事業者においては、可能な限り先渡市場 に供出することが望ましい。
- また、旧一電各社は卸窓口の体制整備を行っているところ(次頁参照)、新電力に おいても、積極的にヘッジ手法の活用に向けた検討を実施すべきと考えられる。

(参考) 各社の相対卸取引の窓口

事業者	確認結果
北海道	• 需給運用部 総合取引グループ: https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/inputform.cgi?id=wholesale
東北	• 発電・販売カンパニー事業戦略部: https://www.tohoku-epco.co.jp/callcenter faq_n/other/index.html
東電グループ	 東京電力エナジーパートナー 運用部電力取引グループ・販売本部新電力営業グループ: 03-6373-1111 (代表電話) 東京電力リニューアブルパワー 経営企画室 経営企画グループ: https://www.tepco.co.jp/rp/business/faq/
中部グループ	 中部電力ミライズ 調達・需給本部 電力調達グループ: https://faq-miraiz-chuden.dga.jp/faq_detail.html?id=8132&category=50079&page=50000
JERA	• 最適化本部 エネルギーソリューション第一営業部エネルギーソリューションユニット: https://www.jera.co.jp/electricity-wholesale-transaction-contact
北陸	• 電力取引部 電力受給チーム: http://www.rikuden.co.jp/wholesale/
関西	• エネルギー需給本部: https://inquiry.kepco.co.jp/app/inquiry/index/21
中国	• 需給・トレーディング部門 電力契約グループ: https://www.energia.co.jp/faq/other/answer.html
四国	 総合企画室 需給運用部 電力取引グループ: https://www.yonden.co.jp/business/supply/wholesale_inquiry/index.html
九州	 エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 卸供給担当窓口: http://www.kyuden.co.jp/business wholesale-inquiry.html
沖縄	• 企画本部 需給運用·卸取引担当:098-877-2341 (代表電話)

確認結果の総括(2/3)

②社内外・グループ内外の取引条件・価格

- 各社の社内外・グループ内外の卸売単価の比較については、**合理的な理由なく、社内・グループ 内の取引価格が、社外・グループ外取引価格の平均水準よりも低くなっている事例**は確認されなかった。
- 他方で、<u>卸売の条件面</u>では、特に<u>変動数量契約の通告変更権の設定</u>において、社内・グループ内向け取引には、供給余力の範囲内で変動可能とするもの、計画の通告期限がGC直前までとなっているものがあるなど、社外・グループ外向け取引の条件との差異が存在する例があった。
- こうした変動数量契約の通告変更権等の価値については、必ずしも明確に定量化されておらず、 内外の取引条件・価格が十分に比較できないケースも見られた※1。
 - ※1 なお、諸外国においては、変動数量契約の通告変更権等の一定の価格で購入・販売できる権利がオプション価値を有すると認識され、一部のオプションは市場で取引されている。
- こうした状況を踏まえれば、旧一電各社に対しては、こうした卸売条件の定量化を含め、社内外・ グループ内外の取引条件・価格が内外無差別であることについての合理的な説明を求めていく ことが必要と考えられる※2。
 - ※2 この際には、前述のとおり、①基本的に、旧一電の社内・グループ内取引については、小売部門は、足下のスポット市場価格等にかかわらず、自社需要見込みの変動分についてのみ通告変更できることとなっているため、小売側が市況等に応じて数量を変更することができる一般的な変動数量契約とは異なることや、②旧一電の社内・グループ内の小売部門が、従量料金に加えて固定費全額を負担していることが、通告変更条件の前提となっているケースがあること、といった点についても、考慮することが必要と考えられる。

確認結果の総括(3/3)

③各社の取組が外部から確認できる仕組み

- 今回のプロセスでは、監視等委員会事務局が、旧一電各社の社内外・グループ内外 の取引単価や個別の条件について、旧一電各社からデータの提出及び説明を受け、 確認を行った。
- 他方で、公表資料の作成に当たっては、社内外の(平均)取引単価や具体的な算 定方法は経営情報であるため開示できないとの主張が各社よりなされたため、社内外の価格の大小関係や、一定の考え方を資料に記載するにとどめているところ。
- こうした状況を踏まえ、各社の内外無差別な卸売りに関する情報公開のあり方については、何が秘匿を要するような経営情報に該当するかの考え方の整理を含め、引き続き検討が必要と考えられる。

(例えば、社内取引価格の見える化を図る観点からは、発電部門・小売部門が、社内 取引を認識した上で部門別収支(管理会計)を実施し、これを公表する仕組みとす ることなども検討に値するか。)

今後の対応について

- 監視等委員会事務局として、旧一電各社の内外無差別な卸売りのコミットメントの実施状況については、引き続き注視していくこととしたい。
- 加えて、今般の確認結果も踏まえて引き続き課題を整理し、旧一電の内外無差別な 卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認できるための仕組みについて、検 討していくこととしてはどうか。

第60回制度設計専門会合(令和3年4月27日) 資料3より抜粋

- 今冬のスポット価格高騰に関する議論も踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方についての検討を進めるべきではないか。具体的には、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題(売入札の体制、会計分離、発販分離等)について、総合的に検討していくことが必要ではないか。
- 上記の検討に際しては、各社のコミットメントに関する取組状況(社内取引価格の設定や業務プロセスの整備等)を確認・課題を整理した上で、諸外国の取組状況等も参照しつつ、以下を含めて、コミットメントの実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認できるための仕組みについて、丁寧な検討を進めることとしてはどうか。
 - ①発電部門がスポット市場への売り入札を実施する体制整備
 - ②発電・小売部門の会計分離(部門別収支等)
 - ③発販分離
 - 4 その他
- 上記と併せて、**旧一電の卸電力市場における規制の在り方**についても見直しを行ってはどうか。具体的には、**卸電力市場に係る旧一電の自主的取組**(余**剰電力の限界費 用ベースでの全量市場供出、グロス・ビディング)**について必要性を含めた検討を行い、必要な事項は適正取引ガイドラインに位置付けること等の検討を実施してはどうか。